

江戸川区ホームページ広告掲載取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、江戸川区（以下「区」という。）が運用する公式ホームページ（以下「区ホームページ」という。）への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(種類及び運用基準)

第2条 区ホームページに掲載できる広告はバナー広告（ウェブページに貼る画像で、クリックすることで他のウェブサイトへのリンクをすることができるものによる広告をいう。）とし、運用基準は江戸川区広告掲載取扱要綱（令和4年8月5日施行）に従うものとする。

(位置及び枠数並びに掲載料)

第3条 区ホームページへの広告枠の位置及び枠数並びに掲載料は、別表のとおりとする。

(規格等)

第4条 区ホームページへの広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ（固定） 縦 100 ピクセル、横 300 ピクセル
- (2) ファイル形式 G I F形式（アニメーションG I Fは不可とする。）
- (3) ファイルサイズ 16 キロバイト以内

- 2 広報課長は、広告原稿が前項の規定に反しているときは、広告原稿の修正を求めることができるものとする。
- 3 広報課長は、前項の修正がなされない場合は、掲載を取り消すことができるものとする。
- 4 広告原稿の修正又は取消しにより、損害が生じても、区は一切の責任を負わない。

(掲載期間)

第5条 区ホームページへの広告の掲載は、毎年4月から翌年3月までの1年間を最長期間とし、この期間内の1か月を単位として掲載を行うものとする。

(掲載申請)

第6条 区ホームページへ広告の掲載を希望する者は、江戸川区ホームページ広告掲載申請書（第1号様式。）または区ホームページの申込フォームのいずれかの方法で、広報課長が指定する期限までに申請するものとする。その際、広報課長は必要に応じて掲載を希望する企業等に対し必要資料の提出を求めることができる。

(掲載又は不掲載の決定並びに掲載順位)

第7条 広報課長は、前条の規定に基づく申請があったときは、速やかに申請の内容をもとに審査の上、掲載の可否を決定し、申請者に江戸川区ホームページ広告掲載通知書（第2号様式。以下「掲載通知書」という。）又は江戸川区ホームページ広告不掲載通知書（第3号様式）により通知するものとする。

2 広報課長は、広告の掲載を希望する者が別表に規定する枠数を超えたときは、次の順位により決定するものとする。ただし、同順位の者の中では、掲載希望月数の多い者を優先するものとする。

(1) 第1順位 区民の日常生活に関連する公共的性格のある企業等で、区内に事業所等を有するもの

(2) 第2順位 前号に掲げるもの以外の企業等で、区内に事業所等を有するもの

(3) 第3順位 前2号に掲げるもの以外の企業等

3 前項の規定によっても、広告の掲載を希望する者が第3条に規定する枠数を超えたときは、抽選により決定するものとする。

(掲載の取消し)

第8条 広報課長は、次の各号のいずれかに該当するときは、掲載を取り消すことができるものとする。

(1) この要領の規定に反したとき。

(2) その他広報課長が特に必要と認めたとき。

(原稿の提出及び原稿作成経費)

第9条 掲載通知書を受けた者（以下「広告主」という。）は、広告原稿を第4条に規定する規格に適合するよう作成し、広報課長が指定する期日及び方法により提出するものとする。

2 広告原稿の作成経費は、広告主が負担するものとする。

(掲載料の納入)

第10条 広告主は、別表に規定する掲載料を、広報課長が指定する期日までに一括して納入するものとする。

(掲載料の還付)

第11条 掲載料の一部を返還するときは、1か月を30日として日割り計算をし、1円未満の額が生じた場合は切り捨てるものとする。ただし、返還する掲載料には利子は付さない。

(広告主の責務)

第12条 広告主は、そのリンク先ホームページのアドレスを変更するときは、変更日の一週間前までに、広報課長へ届け出るものとする。

(委任)

第13条 この要領に定めるもののほか、区ホームページへの広告掲載に関し必要な事項は、別に定める。

別表（第3条関係）

ページ	位置	枠数	掲載料（月額）
1 区ホームページのトップページ	下端部	30 枠	1 枠 20,950 円
2 各コンテンツのトップページ (1) 防災・安全 (2) くらし・手続き (3) 子育て・教育 (4) 健康・医療・福祉 (5) スポーツ・文化 (6) まちづくり・環境 (7) しごと・産業 (8) シティインフォメーション	下端部	各ページ 30 枠	1 枠 10,480 円
3 各課管理のトップページ	下端部	各ページ 30 枠	1 枠 10,480 円

様式（省略）

付則

この要領は、令和4年8月5日から施行する。

付則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。